

## 相 続 人 代 表 者 指 定 ( 変 更 ) 届

年      月      日

つくば市長      宛て

相 続 人

住 所

氏 名

電話番号

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項及び地方税法施行令第2条第6項の規定により届け出ます。

相 続 人 代 表 者  (自 署)	住 所			
	ふりがな 氏 名			
	生年月日		被相続人 との続柄	
被 相 続 人	氏 名			
	死亡時住所			
	死亡年月日			
相 続 人 (自 署)	住 所	氏 名	続 柄	相 続 分
摘 要				

※次年度の賦課基準日（1月1日）までに、法務局において相続登記が完了しない場合又は市役所へ未登記家屋所有者変更届の提出がない場合には、相続人全員の方が連帯納税義務者となり、相続人代表者として指定した人へ連帯納税義務者代表として納税通知を送付します。

※共有物の場合には、本指定に関わらず翌年度は登記上の他の所有者の方を共有代表者として納税通知書を送付させて頂く場合があります。